

データ・情報基盤の構築：ORCIDに関するセミナー

【背景説明】

富澤氏：当研究所ではデータ・情報基盤の構築を進めており、政府の研究開発投資の効果をエビデンスとして示せるようにすることがその目的の一つである。そのために研究ファンディング機関の実務者を中心とした会合を持っている。そのなかで、ORCIDの勉強をしたいとの議論があった。そこで、ORCIDの宮入氏をお招きし本セミナーの開催するに至った。

【宮入氏の発表】

発表資料「国際研究者識別子 ORCID：研究助成機関における実装可能性」参照

【質疑応答】

質問者1：ORCIDには論文のリンク情報が送られているとのことであるが、特許等の研究成果としてはどのようなものが入っているのか。

宮入氏：特許については今年のターゲットとなっており、ORCIDを特許にも繋げていきたいと考えている。米国特許商標庁（USPTO）とは既にワーキングディスカッションが始まっている。また、オーストラリアでは lens (<https://www.lens.org/lens/>) というサービスで、特許の発明人や、特許に引用されている文献の著者に ORCID を付与する試みがある。

質問者1：研究者が起業した会社の情報、大学発ベンチャーに関する情報はあるか。

宮入氏：まず、それをどういった業績と見做すか、次に ORCID のフォーマットとしてどう記録するか、という問題として考える必要がある。ORCID のデザインフォーマットは、実は ORCID からデザインしたもの何一つなく、すべてコミュニティ側から提案されたものである。ORCID はユーザからの受け皿として、要請にしたがって話し合いながら必要であれば追加する。

富澤氏：研究成果を把握する立場からすると研究者に ID をつけて分析できればいいのはわかるが、他の国でも研究成果の把握の観点から義務化したのか。

宮入氏：国によってさまざまである。イタリアは 2016 年末までに、公的機関に所属するすべての研究者が ORCID に登録し、過去 10 年分の業績を記録することを義務化した。その意図を考えると、研究評価に必要なデータではないかと思われる。一方、オーストラリアでは、コンソーシアムが立ち上がり、そのワーキンググループの中で議論して包括的な構想を描き ORCID のメリットが享受できることを確認し進めている。また、台湾では、大学が集まれば経費が安くなることから、5 大学が集まり自主的に進めている。

これら外国の例を見ると、日本で ORCID のメリットを ORCID 側が説明するのではなく、コミュニティが形成されその中で議論いただき進んでいただきたいと思う次第である。

質問者2：物質・材料研究機構（NIMS）の本格実装は個別対応とのことであるが、一般には、個別では大変だが組んでやれば負担が軽減されることを言っているのか。

宮入氏：まさにそのとおりである。数がまとまるとメリットは大きい。NIMS は内部に ORCID に対応できるスタッフがいたので単独で進められた。しかし、小さな大学や学会で

はそのような人材がいるとは限らない。また、費用負担も軽視できない。そこで、コンソーシアムを形成すれば、窓口が1つとなるので事務作業は著しく軽減され、海外送金のリスクも会員組織ごとに負う必要はなくなる。また、コンソーシアム内の費用分担等には ORCID は関わらないので、会員組織の規模等で費用負担を按分することもコンソーシアム内で決定できる。

質問者 3：ORCID の ID を使った分析例はあるか。

宮入氏：分析にはある程度のデータ蓄積が必要と思われる。ORCID の歴史が浅いこともあり、残念ながら分析例は把握していない。ただし ORCID の ID を入力することで論文リスト、被引用数等を Web から見られるものがある。PubMed Central のヨーロッパ版である Europe PubMed Central がその例である。既にグラフ化するインターフェースができているので、ダイナミックな分析が手軽にできる。

(例：<http://europepmc.org/authors/0000-0001-5109-3700>) 参考にしていただきたい。

質問者 4：複数著者にはどのようなプロセスで認証させるのか。

宮入氏：原稿投稿システムを例にとると、まず代表著者が投稿時に自分の ORCID を紐付けることにより、自分の名前やメールアドレスは ORCID に記録したものと同期できる。共著者についても、名前やメールアドレスといった情報が必要となるが、それらをマニュアル入力する代わりに ORCID の入力を促すメッセージを送信できる。そのメッセージを受信した共著者は、自身の ORCID を認証登録する。本人確認が取れない場合には投稿者が登録することもできるが、ORCID はあくまで研究者本人がどのシステムに対して自身の情報の読み取り許可を与えるかを決めるので、本人により認証されていない ORCID について出版社が情報にアクセスすることはできない。

質問者 5：ORCID 側から情報が流出したときに、DOI と ORCID の紐付いた情報が流出することになる。このあたりの法的対応を考えて及び腰になる機関が日本には多いのではないかと危惧している。何か対応を考えているか。

宮入氏：研究業績とその著者のリンクというのは ORCID の中でユニークに持っているものではない。すなわち、その情報自体は既に公開された情報であり、ORCID ではそれが流出しても大きな問題になるとは想定していない。

ORCID のデータには、バイオグラフィーなど、一般には見えないが信用した相手に ID を渡し見ることができるものが含まれている。この情報が設定間違い等で外にでることはあり得る。その場合、ORCID 側がどう対応するかについては、セキュリティポリシーに記述し、これを実施することで対応する。セキュリティポリシーは Web で公開されており、ORCID に登録いただくときに承認いただいている。

日本では機関からの登録が進んでいないため、自動的にデータがアップデートされる ORCID の本来のメリットが研究者に享受できていないのが残念である。